

# 再 申 入 書

令和元年6月5日

愛知県豊田市豊田町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 豊田章男 殿  
愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号  
トヨタ自動車株式会社  
モビリティサービス事業部  
部長 沖田大介 殿（送付先）

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松久三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階  
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の株式会社トヨタレンタリース札幌に対する平成30年8月2日付け申入書（以下「申入書」といいます。）に対する、貴社からの2019年4月26日付け回答書を受けまして、当法人は、貴社に対し、一部改正（令和元年10月1日施行）後のトヨタレンタカー貸渡約款における以下の条項につき、再度申し入れます。

## 1 検討を要する条項

### (1) 約款第17条第5項（2）

貴社は、第17条第5項（2）にいう別な定めについては、貴社ホームページ及び店頭配布の「ご利用のしおり」に記載がある旨の回答をされていますが、貴社がホームページ上で公表する約款との一覧性がなく、利用者が十分認識しうる状況にあるとは言えません。利用者が約款の記載を閲覧中に、別な定めを容易に参照することができるように、該当ページへのリンクを貼るなど掲載方法を修正するべきであると考えます。

(2) 約款第25条第1項、第2項

当法人は、申入書において、第25条第1項、第2項についても、契約当事者ではない「運転者」が約款上の義務を負う旨が定められているとして、修正が必要である旨を指摘したところですが、貴社からは、本条項についてのご回答がありません。

しかし、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意を得る必要があるところ（個人情報の保護に関する法律第23条第1項）、運転者は、契約当事者ではないため、本条項により個人情報の第三者への提供について同意があると解することはできません。

したがって、運転者の個人情報を第三者に提供できる等とする本条項は修正が必要であり、同意書の取付け等により、運転者から、その個人情報を第三者に提供することへの同意を得ることが必要と考えます。

(3) 約款第29条第6項

貴社が、本条項について、回答書に記載のとおり「借受人及び運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されることについては、異論ありません。

他方、「借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。」との文言を維持しつつ、「但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

民法上、債務不履行に基づく損害賠償を請求する者（ここでは借受人）は、債務不履行の事実及び損害の発生を主張・立証すれば足り、債務不履行に基づく損害賠償を請求された者（ここではレンタカー会社）が、債務不履行について「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）がないことの主張・立証責任を負うとされています（大判大正14年2月27日民集4巻97頁）。しかし、本条項は、原則として借受人は債務不履行に基づく損害賠償を請求することができず、レンタカー会社に故意又は重過失がある場合のみ例外的にこれを請求することができるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人はレンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、レンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、本条項は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、レンタカー会社の「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）について立証責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、修正が必要と考  
えます。

(4) 約款第30条第1項及び第2項

貴社が、本条項により損害賠償を負う主体について、改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、本条第1項では「借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。」との文言を、維持しつつ、「但し、借受人及び運転者が無過失又は当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。」とし、また、本条第2項では「前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等の定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。」との文言を維持しつつ、「但し、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

本条項が定める借受人の第三者及びレンタカー会社に対する損害賠償責任には、不法行為責任（民法第709条）に基づくものも含まれると考えられますが、民法上、不法行為者の故意又は過失を主張する者がその立証責任を負うとされています（大判明治38年6月19日民録11輯992頁）。しかし、本条項は、原則として借受人はレンタカー使用中に第三者又はレンタカー会社に与えた損害を賠償しなければならず、借受人及び運転者が無過失の場合は例外的にこれを免れるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人は無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、本条項の不法行為責任に関する部分は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、借受人の故意又は過失が立証されない限り不法行為責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、借受人又は運転者に故意又は過失がある場合には借受人が損害賠償等の責任を

負う旨の規定に改めるなどの修正が必要と考えます。

(5)約款第32条

貴社は、本条について、「借受人の不利益が大きいとの指摘を踏まえつつ、貸渡側に発生した損害の回復も規定し、衡平を図るべく」修正する旨を回答されています。

しかし、修正後の、「当社は受領済の貸渡料金は、契約解除による損害賠償に充当し借受人に返還しないものとします。」との定めによっても、修正前の定めと同様に、借受人に対して受領済みの貸渡料金を一切返還しない定めとなっていることに変わりがなく、当法人が指摘したような、借受人の不利益を解消する修正がなされたとは言えません。

したがって、修正後の本条も、借受人たる消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条に抵触するため、契約解除による損害賠償に充当した残額があれば借受人に返還する旨の規定に改めるなどの修正が必要と考えます。

2 ご回答について

つきましては、本再申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、令和2年7月10日までに書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上